平成２９年（フ）第１２２１号
東京都国分寺市富士本３丁目２番地21ベルゾーネ武蔵野203
破産者　小野寺竜矢
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２２２号
東京都国分寺市富士本３丁目２番地21ベルゾーネ武蔵野203
破産者　小野寺進矢
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３５９号
東京都府中市南町４丁目40番地南町四丁目Ａ－３－712
破産者　菅原　栄恵
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４１２号
東京都八王子市千人町３丁目６番２号コーポ富士苑102号
破産者　馬場　一浩
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３９８号
神奈川県秦野市曽屋１丁目５番32号
破産者　株式会社デイサービス暖だん
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２７号
名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木28－143（201）
破産者　株式会社ＳＴＡＲ　ＴＲＩＢＥ
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４１３号
名古屋市中川区大山町53番地
破産者　ＦＣＯ株式会社
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５号
島根県浜田市熱田町581番地１（３－345）
破産者　勘場　康経
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第４８５号
（最後の住所）広島市東区戸坂桜上町17番45－５号
破産者　ワークスサービスカワハラこと被相続人亡玖波貴美男（旧姓川原）相続財産
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３９号
鹿児島県いちき串木野市港町123番地
破産者　有限会社田崎商店
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５０６号
鹿児島県鹿児島市唐湊４丁目２番３号　コーポ六番館101号
破産者　下原　翔平
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第６９２号
川崎市多摩区東生田４丁目８番20号
破産者　有限会社ＤＯＺ
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目1583番地47ファミーユヴィラＳ　101、開始決定時の住所岡山県倉敷市児島上の町４丁目14番18－３号
破産者　阿部　栄治
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１６１３号
埼玉県新座市新堀３丁目６番17号　サンハイツ清瀬301号室
破産者　橋本　　弘
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７５５号
札幌市白石区東札幌６条４丁目１番30号
破産者　向井　秋二
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７号
岩手県釜石市野田町３丁目11番２号
破産者　藤井　広昭
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第２８号
岩手県遠野市下組町３番１号
破産者　久保　広幸
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第８８８号
仙台市青葉区赤坂２丁目29番地の７
破産者　藤原　敦史
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８９号
福島県いわき市錦町南城35番地の３　Ｂ＆ＣⅡ－２－Ｅ
破産者　油座　秀亜
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第４４４号
埼玉県飯能市大字笠縫320番地14
破産者　岩泉　健一
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部